

妊娠した生徒に対する配慮事例

以下は、妊娠した生徒に対する配慮について提供のあった事例を取りまとめたものです。

妊娠した生徒、保護者、学校等の置かれた状況は個別の事案によって異なり、すべての事案に当てはまるものではありませんが、学校における支援を検討される場合に参考としていただき、女子生徒が妊娠した場合は、関係者で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行っていただきますようよろしくお願いします。

授業について

- ・ つわりなど体調不良により欠席した場合は補習を実施
- ・ 体育の実技に代え、レポート提出、プリント学習、見学、球技の場合は得点係として参加
- ・ 体育以外の教科において、生徒本人の状況に応じ保健室で休むことを勧める等配慮
- ・ 球技大会、体育大会は応援のみの参加

学籍関係について

- ・ 妊娠の事実を学校が把握した後、休学や定時制、通信制高校への転学といった選択肢を本人に提示
- ・ 出産のため休学を許可
- ・ 出産後、育児の見通しが立ち、学業の両立が可能と判断し、復学・転籍（定時制から通信制、定時制の昼間部から夜間部など）、再入学を許可

保護者との関係について

- ・ 保護者、かかりつけ病院との連絡網を確認、緊急時の対応について確認
- ・ 学校として実施できる配慮や支援の範囲について説明しつつ、学校生活を継続する上でのリスク、保護者の責任について理解を求めた
- ・ 子育て支援に係る情報提供、保育施設の紹介など実施

学校における支援体制について

- ・ 相談窓口の1本化（養護教諭や女性教諭）
- ・ 養護教諭やスクールソーシャルワーカーが中心となって対応
- ・ 学級担任、養護教諭、教育相談担当等が連携し対応
- ・ 学校として、母体の保護・安全を考慮した複数の対応案を本人・保護者に提示しながら、本人・保護者の意向を尊重し対応
- ・ 出産後休学した生徒について、休学中も生徒及び子供の様子等を把握し、復学のタイミングを生徒等と共に検討。

妊娠した事実の共有の範囲について

- ・教職員全員（生徒の体調管理の観点から）
- ・一部の教員のみ（周囲の生徒への影響を考慮）
- ・クラスの生徒全員（生徒本人と保護者と十分協議を行った上で、クラス全体で当該生徒の見守りを実施）

卒業証書授与式について

- ・生徒本人は登壇せず、校長が降壇し授与
- ・本人・保護者が参加を見送りたいと判断した場合、個別に実施（予定）

その他

- ・エレベータの使用を許可
- ・退学することを予定している生徒に対し、高等学校卒業程度認定試験情報提供
- ・命の大切さについての話し合いや深く考える時間を設定